

岩沼市からのお知らせ

令和7年度いわぬま地元応援割増商品券販売事業の実施にあわせて、「みやぎポイント」利用店舗のご登録をお願いします



みやぎポイント(みやポ)は、県が発行するデジタルポイントで、1ポイント1円として加盟店で利用できます。

岩沼市では、宮城県が実施している「みやぎポイント」を商品券1セットに対して、500ポイント付与します。

「みやぎポイント」の利用店舗を募集しています。「いわぬま地元応援割増商品券」取扱事業者お申し込みと併せ、利用店舗登録をぜひともご検討ください。

みやポQ&A

ポイントはどのようにして使いますか？

利用者はスマートフォンで、お店に設置された二次元コードを読み取り、ポイント数を入力します。お店は、利用者のスマートフォンに表示されたポイント数を確認して精算を行います。

ポイント利用店舗になるために、必要なものは？

二次元コードを印刷して県が提供する台紙に貼り付ければ準備完了です。専用の機械などは必要ありません。ただし、利用取消操作のために、お店の方がインターネット(スマートフォンやPC)を使える必要があります。



登録料や手数料はかかりますか？

登録料や手数料は一切かかりません。なお、お店でポイントが利用されると、利用ポイントと同額のお金が、翌月に振り込まれます(お店側でポイント数を数えたり、換金の請求を行う必要はありません)。

利用店舗となるための要件はありますか？

たばこや金券類などの購入にはポイントを利用できません。詳細は、県HP「みやぎポイント総合サイト」をご覧ください。※ホームページでは、説明用の動画も掲載しています。

県ホームページはこちら！



【お問い合わせ先】みやぎポイントコールセンター TEL:022-723-1393
県HP:<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyoho/miyapo.html>